

令和8年度「女性に対する暴力をなくす運動」取組一覧

11月12日から25日までは、「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。
※「パープルリボン」は、女性に対する暴力根絶のシンボルマークです。



配偶者等からの暴力、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであると同時に、子どもの心に影響を及ぼす決して許されない行為です。市では、この運動の取組として、以下の啓発活動を実施します。

●パネル展の設置

期間：11月12日（木）～25日（水）

場所：イオンかのやショッピングセンター（3階イベントスペース）

【内容】

- ・女性に対する暴力をなくす運動の趣旨や、DV・性暴力などの暴力の種類、パープルリボンの意味、相談窓口などを紹介する啓発パネルを展示します。
- ・「自分も大切、あなたも大切」をテーマに、市民参加型ブースを設置します。身近な場面を通して、自分と相手の気持ちや意思を尊重することについて考えてみませんか。
- ・国および県、市の男女共同参画に関する啓発リーフレットや「参画News」などを設置します。

●街頭キャンペーン

日時：11月14日（土）10時～12時 ※啓発物品がなくなり次第終了します。

場所：イオンかのやショッピングセンター 正面玄関

【内容】

DV被害者支援の会アミーチ、鹿屋市で活動する県男女共同参画地域推進員、市職員が協力し、ポケットティッシュや相談窓口カードなどの啓発物品を配布しながら、女性に対する暴力の根絶を呼びかけます。また、吾平茶のん家女性メンバーの皆さんが製作したパープルリボンブローチも配布します。

●チア・トイレ

期間：11月12日（木）～25日（水）

場所：市役所本庁1階中央女性用トイレ、市立図書館女性用トイレ

※市役所は土・日曜日を除きます。市立図書館は休館日の11月16日（月）、24日（火）を除きます。

【内容】

トイレ内に設置してある「カード」を指定の場所で提示した方に、生理用品1パックと、男女共同参画の推進に関する啓発資料や各種相談機関の案内チラシが入った紙袋を提供します。

※生理用品の提供は、お一人につき1パック限りです。

市では、DV被害等で悩んでいる人を支援する機関として「鹿屋市配偶者暴力相談支援センター」を設置しています。一般相談のほか、専門相談（法律相談、被害者のためのカウンセリング）も対応しています。

鹿屋市配偶者暴力相談支援センター ☎0994-31-1171